

土壤汚染対策法に基づく 届出の手引き

令和3年3月

茨城県県民生活環境部廃棄物対策課

目次

1 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 各届出書等の記入方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

	届出等の種類	条文	概要	頁
(1)	土壌汚染状況調査結果報告書	法第3条第1項	有害物質使用特定施設の廃止時に行う土壌汚染状況調査結果の報告	4
(2)	報告期限延長申請書	規則第1条ただし書き	上記調査の報告期限の延長の申請	7
(3)	法第3条第1項ただし書の確認申請書	法第3条第1項ただし書	土壌汚染状況調査の実施の猶予を受けるための申請	10
(4)	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の承継届出書	規則第16条4項	法第3条第1項ただし書の確認(調査猶予)を受けた土地の所有者の地位を承継したときに行う届出	13
(5)	土地利用方法の変更届出書	法第3条第5項	法第3条第1項ただし書の確認(調査猶予)を受けた土地の利用方法を変更しようとするときに行う届出	16
(6)	法第3条第1項ただし書の確認に係る土地における形質の変更届出書	法第3条第7項	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地において形質変更(掘削、盛土等)をするときに行う届出	19
(7)	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	法第4条第1項	3,000㎡以上の土地の形質変更(掘削、盛土等)をするときに行う届出	20
(8)	土壌汚染状況調査結果報告書	法第3条第8項 法第4条第2項 法第4条第3項	土地の形質変更(掘削、盛土等)をするときに行った土壌汚染状況調査結果の報告	27
(9)	土壌汚染状況調査結果報告書	法第5条第1項	法第5条第1項に基づく調査命令を受けた場合に行う土壌汚染状況調査結果の報告	30
(10)	汚染除去等計画の提出(新規・変更)	法第7条第1項 法第7条第3項	要措置区域の指定を受けた土地の所有者等が法第7条第1項の指示を受けたときに提出するもの	33
(11)	工事完了報告書・実施措置完了報告書	法第7項第9項	汚染除去等計画を提出した者が実施措置を講じたときの報告	37
(12)	指定の申請書	法第14条第1項	自主的な土壌調査で土壌汚染が判明した場合に、要措置区域等の指定のため、土地の所有者等が行うことができる申請	45
(13)	帯水層の深さに係る確認申請書	規則第44条第1項	当申請を行い、県が要措置区域等の帯水層の深さを確認した場合は、そ	48

			の深さより1m浅い深度までの形質変更を実施することができる	
(14)	実施措置等と一体として行われる土地の形質変更の確認申請書	規則第45条第1項	当申請を行い、形質変更の施行方法が基準に適合すると県知事が確認した場合は、指示措置等と一体的に土地の形質変更を行うことができる	51
(15)	地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質変更の確認申請書	規則第46条第1項	当申請を行い、形質変更の施行方法が基準に適合すると県知事が確認した場合は、地下水汚染の拡大防止措置等が講じられている土地等の形質変更を行うことができる。	54
(16)	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	法第12条第1項	形質変更時要届出区域において形質変更を行うときの届出	57
(17)	施行管理方針に係る確認申請書（新規・変更）	規則第49条の2第1項	施行管理方針の確認を受けるための申請	60
(18)	施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書	法第12条第4項	施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書（1年毎の事後届）	62
(19)	施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出書	規則第52条の5第1項	施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出書	64
(20)	施行管理方針の廃止届出書	規則第52条の7第1項	施行管理方針の確認を受けた土地を廃止するときの届出書	66
(21)	要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書	規則第59条の2第2項第3号	認定調査における対象物質を限定しようとする場合の1年毎の届出	68
(22)	汚染土壌の区域外搬出届出書	法第16条第1項	要措置区域等から汚染土壌を搬出するときに行う届出	70
(23)	汚染土壌の区域外搬出届出書の変更届出	法第16条第2項	法第16条第1項に基づく届出に変更が生じたときに行う届出	75
(24)	非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書	法第16条第2項	非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を要措置区域等の外に搬出した場合に行う届出	78

3 届出の流れ・・ 83

4 届出書の提出先等・・ 86

1 用語の定義

当手引きに使用する用語の定義は下表のとおり。

	用語	定義
1	廃棄物対策課	県民生活環境部廃棄物対策課
2	県民センター等	県民生活環境部環境政策課県央環境保全室及び県民センター環境・保安課
3	法	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
4	令	土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）
5	規則	土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）
6	処理業省令	汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）
7	施行通知	土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について（平成31年環水大土発第1903015号）
8	ガイドライン	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）（平成31年3月 環境省・水・大気環境局 土壌環境課）

2 各届出書等の記入方法について

(1) 土壤汚染状況調査結果報告書

条文	法第3条第1項
概要	<p>以下の場合に、提出しなければならない土壤汚染状況調査結果の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法に定める特定施設で特定有害物質を使用等するものに限る）の使用の廃止の時点 （例 当該施設は続けるものの特定有害物質の使用をやめる場合、当該施設の使用をやめる場合） ・土壤汚染対策法第3条第3項に基づく有害物質使用特定施設の廃止に関する通知を受けた場合
様式	規則様式第1
添付書類	<p>1 土壤汚染状況調査結果報告書</p> <p>2 有害物質使用特定施設の変更届又は使用廃止届（水質汚濁防止法第7条又は第10条）の写し</p> <p>※ 1は法に規定された書類</p> <p>※ 2は審査のために必要な書類</p>
提出部数	<p>2部（正1、副1） ※基準超過の場合のみ3部（正1、副2）</p> <p>※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分を追加する。</p>
問合せ・提出先	<p>県民センター等</p> <p>※ 対象地が複数の県民センター等の区域にまたがる場合、対象地ごとに届出書を作成し、それぞれの県民センター等に届出ること</p>
備考	<p>1 報告期限は以下の日から120日以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用特定施設を廃止した日 ・有害物質使用特定施設の廃止に関する通知を受けた日 ・法第3条第1項のただし書の確認（調査猶予）を取り消す旨の通知を受けた日 <p>2 土壤汚染状況調査は指定調査機関に委託して実施すること（指定調査機関については、環境省のホームページを参照すること）</p> <p>3 土壤汚染状況調査の報告期限の延期又は猶予を受けたい場合は、「②報告期限延長申請書」又は「③法第3条第1項ただし書の確認申請書」を提出すること</p> <p>4 土壤汚染状況調査報告書には、対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付すること</p>

土壤汚染状況調査結果報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第3条第1項本文の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	①
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	②
施設の設置場所	
廃止年月日	
土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	③
土壤汚染状況調査の結果	④
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	⑤
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○記入要領

- ①工場又は事業場の敷地であった土地の全ての地番を記入する。
- ②水質汚濁防止法施行令別表第一の特定施設の種類及び項番号を記入する。
- ③土壌汚染状況調査の対象とした特定有害物質を記入する。
- ④基準適合状況を記入する。基準不適合の場合は、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない特定有害物質の種類及び濃度を記載する。
- ⑤土壌汚染状況調査において、試料の分析を行った計量証明事業所の氏名又は名称を記載する。

(2) 報告期限延長申請書

条文	規則第1条第1項
概要	法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査結果報告書の報告期限の延長を受ける場合に行う申請
様式	要領様式第1
添付書類	特になし
提出部数	2部
問合せ・提出先	県民センター等
備考	<p>期限までに報告を行うことができない特別の事情があると認められる例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 自然災害の発生や気象条件により、一定期間は調査が困難であること(2) 土地が広大であり、調査の実施に長期間を要すること(3) 建築物をまもなく除却する予定であり、除却時に併せて調査に着手することが合理的であること(4) 調査業務についての入札や行政機関による予算支出等の手続に一定の期間を要すること

要領様式第 1

報告期限延長申請書

年 月 日

茨城県

長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法
報告者
人にあつてはその代表者の氏名

土壤汚染対策法施行規則第 1 条第 1 項ただし書の規定により、土壤汚染対策法第 3 条第 1 項本文の規定による土壤汚染状況調査結果の報告期限の延長を申請します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であつた 土地の所在地	①
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類の種類	②
施設の設置場所	
廃止年月日	
製造、使用又は処理されてい た特定有害物質の種類	
調査の義務が発生した日	③ 年 月 日
期間内に報告できない理由	④
報告予定年月日	④ 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

○記入要領

- ①工場又は事業場の敷地であった土地の全ての地番を記入する。
- ②水質汚濁防止法施行令別表第一の特定施設の種類及び項番号を記入する。
- ③以下のいずれかの日を記入する。
 - ・有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法に定める特定施設で特定有害物質を使用等するものに限る）を廃止した日
 - ・土壤汚染対策法第3条第3項に基づく有害物質使用特定施設の廃止に関する通知を受けた日
 - ・法3条第1項のただし書の確認（調査猶予）を取り消す旨の通知を受けた日
- ④期限内に報告できない理由及び報告予定年月日は、申請書を提出する前に提出先に相談すること。

(3) 法第3条第1項ただし書の確認申請書

条文	法第3条第1項ただし書
概要	<p>土壌汚染状況調査の実施の猶予を受けるための申請。対象になる場合は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場として引き続き利用する場合 ・工場・事業場の設置者が引き続き居住する場合 ・鉱山関係の土地である場合
様式	規則様式第3
添付書類	<p>1 工場・事業場の敷地であった土地及び確認を受けようとする土地の範囲を明らかにした平面図</p> <p>2 当該特定施設に係る有害物質による土壌汚染のおそれがあると考えられる設備（※1）の位置を特定できる図面（※2）</p> <p>※1 特定施設、外部配管、排水処理施設、原料置場、廃棄物保管場所等</p> <p>※2 工場全体図、配置図、配管経路図等</p> <p>3 登記事項証明書（登記簿謄本）</p> <p>4 公図（複数になる場合、集合図を添付することが望ましい。）</p> <p>※ 1は法に規定された書類</p> <p>※ 2～4は審査のために必要な書類</p>
提出部数	<p>2部（正1、副1）</p> <p>※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分を追加する。</p>
問合せ・提出先	県民センター等
備考	過去に確認を受けた土地であっても、法第3条第1項の調査義務が発生する毎に、確認申請を行う必要があります。

様式第3（第16条第1項関係）

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地で あった土地の所在地	①
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	②
施設の設置場所	③
廃止年月日	
製造、使用又は処理 されていた特定有害 物質の種類	
確認を受けようとする土 地の場所	④
確認を受けようとする土 地について予定されてい る利用の方法	⑤

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○記入要領

- ① 工場又は事業場の敷地であった土地の全ての地番を記入する。
- ② 水質汚濁防止法施行令別表第一の特定施設の種類及び項番号を記入する。
- ③ 施設の設置場所は、特定施設を設置していた場所が分かる位置図を添付すること。
- ④ 該当する全ての地番を記載するとともに、範囲を示した平面図を添付すること。
- ⑤ 当該地を利用する者及びその方法について記載する。

(4) 法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地の承継届出書

条文	規則第16条第5項
概要	法第3条第1項ただし書きの確認（調査猶予）を受けた土地の所有者の地位を承継したときに行う申請
様式	規則様式第4
添付書類	1 確認通知書の写し 2 登記事項証明書（登記簿謄本） 3 公函（複数になる場合、集合函を添付することが望ましい。） ※ 1～3は審査のために必要な書類
提出部数	2部（正1、副1）
問合せ・提出先	県民センター等
備考	1 当該地を承継した者は、遅滞なく当申請を行うこと 2 法第3条第1項ただし書きの確認に関する書類を前土地所有者から引き継ぐこと

様式第4（第16条第5項関係）

承継届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等の地位を承継したので、土壤汚染対策法施行規則第16条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地	
所在地	①
確認を受けた年月日	②
承継した土地の場所	③
承継の年月日	
被承継者	
氏名又は名称	④
住所	④
承継の原因	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○記入要領

- ① 確認通知書に記載された「確認した土地の範囲」の全ての地番を記入する。
- ② 確認通知書に記載された日付及び文書番号を記入する。
- ③ 確認した土地の範囲のうち、承継した土地の全ての地番を記入する。
- ④ 被承継者（前土地所有者）について記入する。

(5) 土地利用方法の変更届出

条文	法第3条第5項
概要	法第3条第1項ただし書の確認（調査猶予）を受けた土地利用方法を変更するときに行う届出
様式	規則様式第5
添付書類	1 登記事項証明書（登記簿謄本） 2 公図 ※ 1～2は審査のために必要な書類
提出部数	2部（正1、副1）
問合せ・提出先	県民センター等
備考	1 土地利用方法を変更する前に届出を行うこと

土地利用方法変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地について予定されている利用の方法に変更が生じたので、同条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地	
所在地	①
確認を受けた年月日	②
土地について予定されている利用の方法	
利用の方法を変更しようとする土地の場所	③
変更前	
変更後	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○記入要領

- ① 確認通知書に記載された「確認した土地の範囲」の全ての地番を記入する。
- ② 確認通知書に記載された日付及び文書番号を記入する。
- ③ 土地利用を変更する場所の全ての地番を記入する（必要に応じて平面図を添付する）。

(6) 法第3条第1項ただし書の確認に係る土地における形質の変更の届出

条文	法第3条第7項
概要	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地において形質の変更（掘削、盛土等）をするときに行う届出
様式	規則様式第6
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 形質変更しようとする場所を明らかにした平面図、立面図、断面図 2 場所を示す近隣図 3 登記事項証明書（登記簿謄本） 4 公図（複数になる場合、集合図を添付することが望ましい。） <p>※ 1は法に規定された書類 ※ 2～4は審査のために必要な書類</p>
提出部数	<p>2部（正1、副1）</p> <p>※ 形質変更箇所が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分を追加する。</p>
問合せ・提出先	県民センター等
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の形質の変更を行う前に届出を行うこと。 （手続きには時間を要するため、十分に余裕をもって届出ること。また、届出書に記入した着手予定日に着手できるわけではありません。） 2 対象となる土地の面積が900㎡未満の土地の形質の変更については届出不要 3 対象となる土地の面積が900㎡<u>以上</u>であっても、以下の行為については届出不要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 以下のいずれにも該当しない行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌を区域外へ搬出する ・ 50cm以上の掘削を伴う ・ 土壌の飛散流出を伴う (2) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更 4 記載例はp. 24を参照

(7) 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

条文	法第4条第1項
概要	3,000㎡以上の土地の形質変更（掘削、盛土等）を行うときの届出 （現に有害物質使用等特定施設が設置されている土地では900㎡以上）
様式	規則様式第6
提出期限	土地の形質の変更に着手する日の30日前
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 形質変更しようとする場所を明らかにした平面図、立面図、断面図 2 形質変更に係る所有者の同意書（届出者が所有者と異なる場合） 3 形質変更地に係る地番等の一覧表（様式第6に書ききれない場合） 4 場所を示す近隣図 5 登記事項証明書（登記簿謄本） 6 公図（複数になる場合、集合図を添付することが望ましい。） 7 土地利用計画図、建物・施設配置図等（平面図） 8 地歴に関する資料 9 有害物質の使用に関する資料 <p>※ 1～2は法に規定された書類、※3～7は審査のために必要な書類 ※ 8、9は当該地が工場跡地の場合等に必要に応じて提出する書類</p>
提出部数	<p>提出先が廃棄物対策課の場合 3部（正1、副2）</p> <p>提出先が県民センター等の場合 2部^{※1}（正1、副1）</p> <p>※2</p> <p>※1 法第4条第2項に基づき土壤汚染状況調査結果報告書（土壤汚染がある場合に限る）を提出する場合は3部（正1、副2）</p> <p>※2 形質変更箇所が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分、県民センター等の区域分を追加する。</p> <p>※3 副本には、添付書類 2 形質変更に係る所有者の同意書、4 登記事項証明書（登記簿謄本）は省略可</p>
問合せ・提出先	<ol style="list-style-type: none"> 1 以下の場合は廃棄物対策課 <ol style="list-style-type: none"> (1) 形質変更箇所が複数の県民センター等の区域にまたがる場合 (2) 形質変更箇所が他県や中核市等（水戸市、つくば市、古河市、笠間市）にまたがる場合^{※1} (3) 形質変更箇所の面積が20,000㎡以上の場合 (4) 法14条第1項の指定の申請がされた土地に係るもの 2 上記以外の場合は県民センター等 <ol style="list-style-type: none"> (1つの県民センター等の区域内の土地の形質変更で、面積が3,000㎡～20,000㎡未満の場合) <p>※1 同じ内容の届出書を、他県または中核市等の土地の形質変更箇所についてはそれぞれの土地を管轄する土壤汚染対策法担当部局へ、それ以外の土地の形質変更箇所については廃棄物対策課へ届出を行うこと。</p>

備考	<p>1 「土地の形質の変更」とは、掘削や盛土等の土地の形状を変更する行為全般をいう。</p> <p>2 一定規模以上の土地の形質変更を行う場合に、1ヶ所でも地表から深さ50cm以上の掘削を行う場所があれば届出が必要。届出には、深さ50cm未満の形質変更箇所も含めること。</p> <p>3 3,000㎡以上の土地の形質の変更であっても、以下の行為については届出不要</p> <p>(1) 以下のいずれにも該当しない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌を区域外へ搬出する ・ 50cm以上の掘削を伴う ・ 土壌の飛散流出を伴う <p>(2) 農業を営むために通常行う行為であって土の搬出がない</p> <p>(3) 林業の用に供する作業路網の整備であって土の搬出がない</p> <p>(4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更</p> <p>4 添付書類3（地番等の一覧表）については、記載例を参照のこと。併せて、登記事項証明書及び同意書に番号を付して、当該一覧表と整合させること。</p> <p>5 申請書の記載漏れや添付書類の不足など、形式的要件に不備があった場合には不受理とする。再提出の場合にも、提出期限を厳守すること。</p>
----	---

添付資料一覧

資料の種類	提出資料	備考
土対法に規定された書類 (法規則第23条第2項)	1 形質変更しようとする場所を明らかにした平面図、立面図、断面図	<ul style="list-style-type: none"> 掘削部分と盛土部分を図示し、土地の形質変更の範囲及び深さ、面積や寸法等を記入すること。 工事の途中で一度でも掘削（50cm未満の掘削や表土を削る行為を含む）を行なう箇所は掘削部分とする。
	2 形質変更に係る所有者の同意書（届出者が所有者と異なる場合）	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等が当該土地の形質変更に同意していることが確認できる既存のもので可（他法令で定められた要件を満たすもの） 地番ごとに、対応する同意書に番号を付し、一覧表と整合させること。
対象地の範囲を確定するための資料	3 形質変更地に係る地番等の一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 様式第6に書ききれない場合提出すること。（記載例参照） 登記事項証明書及び同意書に番号を付し、一覧表と整合させること。
	4 場所を示す近隣図	<ul style="list-style-type: none"> 形質の変更を行なう場所が分かる近隣図
	5 登記事項証明書（登記簿謄本）	<ul style="list-style-type: none"> 土地の所在、所有者を確認するため必要。 原則として届出より3カ月以内に発行されていること。 写しでも可。 地番ごとに、対応する証明書に番号を付し、一覧表と整合させること。
	6 公図	<ul style="list-style-type: none"> 土地の所在を確認するため必要。 複数になる場合、集合図を添付することが望ましい。 写しでも可。
土地の用途に関する資料	7 土地利用計画図、建物・施設配置図等（平面図）	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の既存の建物・施設が全て示されていること。 新たに建設する建物・施設が示されていること。
地歴に関する資料	8 ①土地利用履歴書 ②空中写真 ③住宅地図	<ul style="list-style-type: none"> 土地の利用等について、分かる範囲で履歴を示す。 ②、③については、地歴の参考として、入手可能であれば添付。 なお、地図類や書籍等著作権のある資料を使用する場合には、著作権を侵害しない範囲内で資料を使用しなければならない。
有害物質の使用に関する資料	9 ①有害物質の使用、保管、埋設、飛散等に関する記録 ②有害物質を使用した施設、配管、機器等の位置を示した図面 ③有害物質を保管、埋設、飛散等した位置を示した図面 ④有害物質を運搬した経路、方法を示す資料	<ul style="list-style-type: none"> 取扱物質リスト、MSDSなど。 有害物質が含まれた廃棄物に関する保管、埋設、飛散、運搬等も含む。 使用等した有害物質の名称が記入されていること。 使用等した目的、時期が記入されていること。

※ 1～2は法に規定された書類。3～7は、審査の際に必要な書類。8～9は、該当があれば提出していただきたい書類。

副本には、2、5、6は省略可

記載例

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 4月 1日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

第3条第7項
第4条第1項
土壤汚染対策法
の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次
のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		茨城県〇〇市〇〇字〇〇 △△番地△△ 外△筆 ・対象地の地番全てを記入。 ・地番全てを書ききれない場合は、別紙で一覧を添付。 ・河川や道路等、地番がないときは、「〇〇地先」等で可。
土地の形質の変更の場所		別紙〇のとおり ・添付する平面図には資料番号を記入する。
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		面積 (△、△△△) m ² (掘削△、△△△m ² 、盛土△、△△△m ²) ・合計だけではなく、掘削、盛土の面積を記入する。 ・工事の途中で一度でも掘削（50cm未満の掘削や表土を削る行為を含む）を行なう箇所は掘削面積に入れる 最大掘削深さ () m ・形質変更の最大となる深さを記入
土地の形質の変更の着手予定日		△△年△△月△△日 ・必ず届出日から30日以上後の日。
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地におい て法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をす る場合	工場又は事業場の 名称	(該当がある場合記入する。) 〇〇株式会社 △△工場
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	(該当がある場合記入する。) ・法第3条第1項のただし書きの確認を受けた土地の全ての 地番を記入。
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	(該当がある場合記入する。以下の欄について同じ) 〇〇株式会社 △△工場
	有害物質使用特定 施設の種類の	電気めっき施設
	有害物質使用特定 施設の設置場所	別紙〇のとおり
	特定有害物質の種 類	六価クロム化合物

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

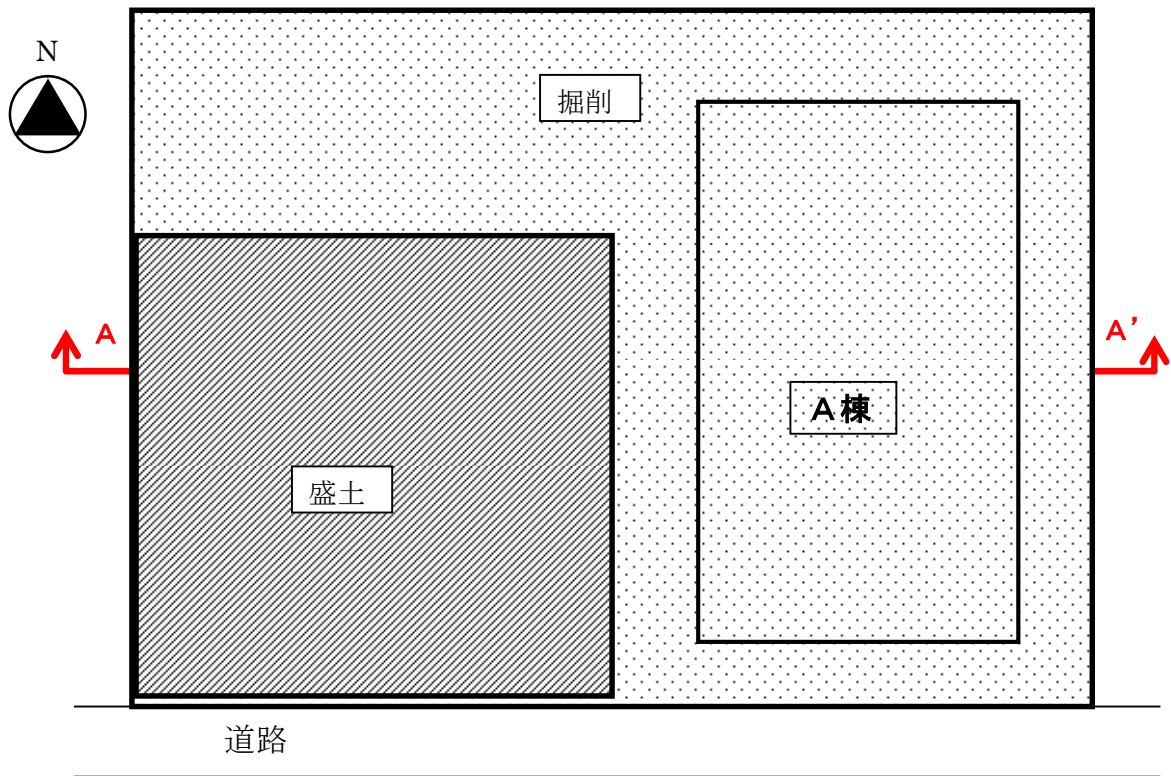
※土地の形質の変更の場所が複数の地番となる場合は、下表のような地番の一覧表を添付。

土地の形質の変更の場所に関する地番等の一覧表

番号	所在地	敷地面積 (㎡)	土地所有者	登記簿 番号	同意書 番号
1	〇〇市〇〇字〇〇 △△番地 1	1、000	株式会社〇〇〇〇	1	1
2	〇〇市〇〇字〇〇 △△番地 2	1、500	株式会社〇〇〇〇	2	2
3	〇〇市〇〇字〇〇 △△番地 3	2、000	〇〇 〇〇 (持分1/4) 〇〇 △△ (持分1/4) □□ □□ (持分1/2)	3	3-1 3-2 3-3
4	〇〇市〇〇字□□ △△番地 1	200	〇〇 〇〇	4	4
5	〇〇市〇〇字□□ △△番地 1	1、000	□□□□株式会社	5	5
	合計	5、700			

- ※ 土地所有者と届出者が異なる場合は土地所有者の同意書を添付。(共有者がいる場合は共有者全ての同意書が必要)
- ※ 登記事項証明書に記載された土地所有者と実際の土地所有者が異なる場合は、売買契約書の写し等の実際の土地所有者を明らかにする書類を添付

形質変更しようとする場所を明らかにした平面図



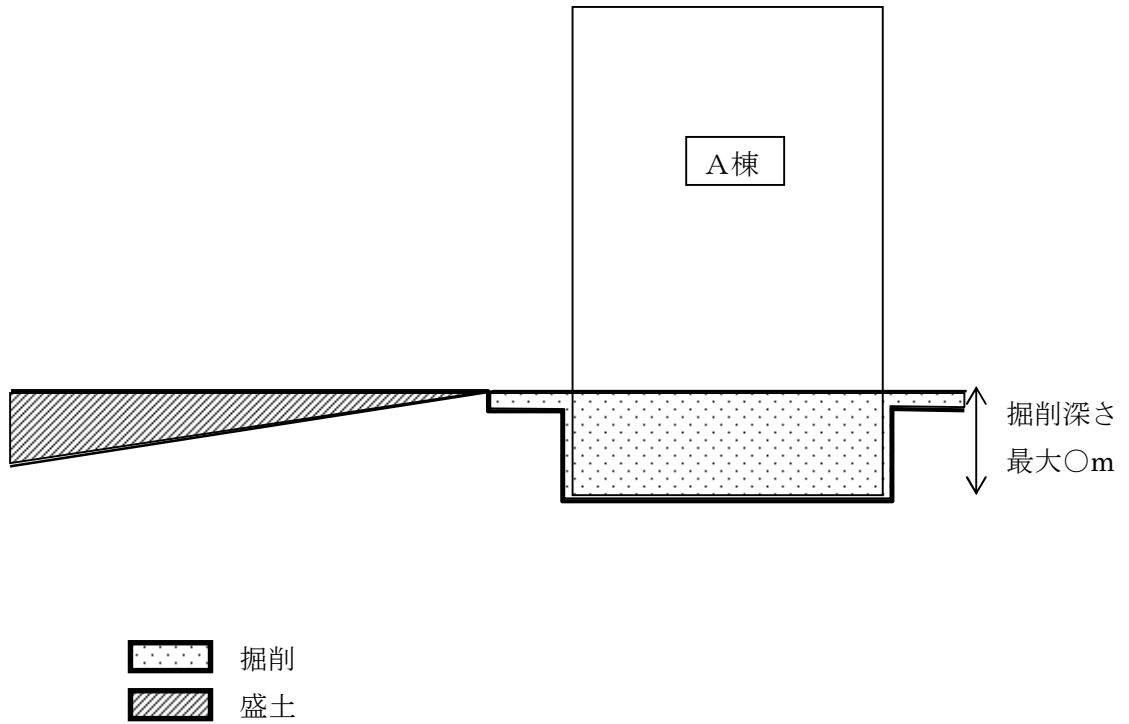
縮尺 1/〇〇

	掘削	〇〇㎡
	盛土	〇〇㎡
	計	〇〇㎡

- ※ 添付資料7の建物・施設配置図は平面図と兼用可
- ※ 掘削には50cm未満の掘削や表土を削る行為を含む

形質変更しようとする場所を明らかにした断面図

【A-A'断面】



※ 平面図に記載した断面図の位置と整合させること。

(8) 土壤汚染状況調査結果報告書

条文	法第3条第8項、法第4条第2項、法第4条第3項
概要	土地の形質変更（掘削、盛土等）をするときに行った土壤汚染状況調査結果の報告
様式	規則様式第7
添付書類	<p>1 土壤汚染状況調査結果報告書</p> <p>2 当該届出に係る土地の所有者（全員分）の同意書（法第4条第2項に係る報告の場合）</p> <p>※1 届出に係る土地の形質の変更の場所が示されていること。</p> <p>※2 指定調査機関に調査させること及び調査結果を法第4条第1項の届出に併せて県知事に提出することを同意している旨が確認できるもの。</p> <p>※3 土壤汚染状況調査に係る請負契約の発注者が土地の所有者であることを証する書類でも可。</p>
提出部数	<p>提出先が廃棄物対策課の場合 3部（正1、副2）</p> <p>提出先が県民センター等のとき 2部（正1、副1）</p> <p>※基準超過の場合は3部（正1、副2）</p> <p>※1 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分、県民センター等の区域分を追加する。</p> <p>※2 副本には、添付書類 2 当該届出に係る土地の所有者の同意書は省略可。</p>
問合せ・提出先	法第3条第8項、法第4条第3項に係る報告は、調査命令の発出元 法第4条第2項に係る報告は、法第4条第1項の届出の提出先（p.を参照）
備考	<p>1 土壤汚染状況調査は指定調査機関に委託して実施すること（指定調査機関については、環境省のホームページを参照すること）</p> <p>2 土壤汚染状況調査結果報告書には、対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付すること</p> <p>3 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付すること</p>

土壤汚染状況調査結果報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

第3条第8項の命令に係る調査
土壤汚染対策法 第4条第2項の 調 査 を行ったので、同項の規定により、次のとおり
第4条第3項の命令に係る調査

報告します。

法第3条第8項又は第4条第3項の命令を受けた年月日	
土壤汚染状況調査を行った場所	①
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	
土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	②
土壤汚染状況調査の結果	③
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	④
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	
法第4条第2項の報告において土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者等でない場合にあつては、土地の所有者等の氏名又は名称	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

○ 記入要領

- ① 調査命令の対象とされた土地の全ての地番を記入する。
- ② 調査命令の対象とされた特定有害物質のほか、地歴調査の結果から調査の対象とした特定有害物質を記入する。
- ③ 基準適合状況を記入する。基準に不適合な場合は、その特定有害物質の種類、溶出量又は含有量の最大値等を記入する。
- ④ 土壤汚染状況調査において、試料の分析を行った計量証明事業所の氏名又は名称を記載する。

(9) 土壤汚染状況調査結果報告書

条文	法第5条第1項
概要	法第5条第1項の調査命令に対する土壤汚染状況調査結果の報告
様式	規則様式第8
添付書類	1 土壤汚染状況調査結果報告書
提出部数	2部（正1、副1） ※基準超過の場合は3部（正1、副2） ※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分を追加する。
問合せ・提出先	県民センター等
備考	1 土壤汚染状況調査は指定調査機関に委託して実施すること（指定調査機関については、環境省のホームページを参照すること）

土壌汚染状況調査結果報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
 にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第5条第1項の命令に係る調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

命令を受けた年月日	
土壌汚染状況調査を行った場所	①
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	②
土壌汚染状況調査の結果	③
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	④
土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

○ 記入要領

- ① 調査命令の対象とされた土地の全ての地番を記入する。
- ② 調査命令の対象とされた特定有害物質のほか、地歴調査の結果から調査の対象とした特定有害物質を記入する。
- ③ 基準適合状況を記入する。基準に不適合な場合は、その特定有害物質の種類、溶出量又は含有量の最大値等を記入する。
- ④ 土壤汚染状況調査において、試料の分析を行った計量証明事業所の氏名又は名称を記載する。

(10) 汚染除去等計画（新規・変更）

条文	法第7条第1項、法第7条第3項
概要	要措置区域の指定を受けた土地の所有者等が法第7条第1項の指示を受けたときに提出するもの。 汚染除去等計画の内容を変更したときは、軽微な変更である場合を除き、変更後の汚染除去等計画を提出する。
様式	規則様式第9
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボーリングその他の方法による詳細調査によって、汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合は、汚染の除去等を講ずべき要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面 2 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び実施措置の施工方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 3 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講ずるときは、土壌汚染状況調査により当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
提出部数	3部（正1、副2） ※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分、県民センター等の区域分を追加する。
問合せ・提出先	廃棄物対策課
備考	<p>汚染除去等計画における軽微な変更は次のとおり（規則第36条の4）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実施措置の着手予定時期の変更 ② 実施措置の完了予定時期の変更で、県知事が示した要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置を講ずべき期限までのもの ③ 特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置に係る変更で、変更前の計画と同等以上の効果を有するもの ④ 実施措置の種類区分ごとに定められた事項（規則別表第7下欄）

汚染除去等計画書（新規・変更）

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法 第7条第1項 の規定による 汚 染 除 去 等 計 画
第7条第3項 変更後の汚染除去等計画 について、次のとおり提出
します。

汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の所在地	①
指示措置	②
実施措置	③
実施措置を選択した理由	
実施措置の着手予定時期	
実施措置の完了予定時期	
汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合	土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の結果
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤について汚染の除去等の措置を講ずる場合	土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の結果
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称
土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が帯水層に接する場合にあつては、特定有害物質等の飛散等を防止するために講ずる措置	

(第2面)

特定有害物質等の飛散等を防止するために講ずる措置	
実施措置の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認された場合における対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	
土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係	
要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の汚染状態を把握するための調査における試料採取の頻度及び土壌の使用方法	
一の土壌汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該他の要措置区域の汚染状態及び汚染土壌の使用方法	

○ 記入要領

- ① 指示の対象とされた土地の全ての地番を記入する。
- ② 指示を受けた措置を記入する。
- ③ 実施を計画する措置を記入する。具体的な内容については別紙に記載する。

(1 1) 工事完了報告書・実施措置完了報告書

条文	法第7条第9項
概要	汚染除去等計画を提出した者が実施措置を講じたときの報告
様式	規則様式第10 又は 様式第11
添付書類	1 実施措置が講じられた要措置区域の場所、実施措置の施行方法を明らかにした書類及び図面
提出部数	3部（正1、副2） ※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分、県民センター等の区域分を追加する。
問合せ・提出先	廃棄物対策課
備考	実施措置の種類によって、必要となる措置完了手続きは次ページを参照。 （工事が完了した時点で報告するもの（工事完了報告）と、 地下水モニタリングまで完了した時点で報告するもの（措置完了報告））

○ 実施措置の種類と措置完了報告手続き

実施措置の種類		工事完了報告 (規則様式第 10)	措置完了報告 (規則様式第 11)
地下水の水質の測定 (地下水汚染が生じていない土地)		—	○※1
地下水の水質の測定 (地下水汚染が生じている土地)		—	○※1
原位置封じ込め		○	○
遮水工封じ込め		○	○
地下水汚染の拡大の防止	揚水施設	—	—
	透過性地下水浄化壁	○	—
土壌汚染の除去	掘削除去	○	○
	原位置浄化	○	○
遮断工封じ込め		○	○
不溶化	原位置不溶化	○	○
	不溶化埋め戻し	○	○
舗装		—	○
立入禁止		—	○
土壌入換え		—	○
盛土		—	○
備 考		規則第 42 条の 2 第 2 項各号に 定める工程が完 了した時点	規則別表第 8 各 号に定める全て の工程が完了し た時点

○：報告、 —：該当なし

※1 要措置区域の指定解除を求める場合のみ

○ 記入要領

実施措置として掘削除去を行なった場合の報告書の添付資料及び記載等は以下のとおり。
その他の実施措置を行った場合にはガイドラインを参照。

【工事完了報告書】

添付資料	記載あるいは示すことが望ましい内容
①詳細調査報告書 ②汚染除去等計画書 ③掘削面管理のための試料の分析結果 (必要な場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染の場所及び当該範囲内における土壌汚染の深さが詳細調査等により明らかにされていること
④適用可能性試験結果（要措置区域内に施設を設置し、特定有害物質の除去等を行う施設を設置し、当該施設で処理された土壌を埋め戻す場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地採取資料を用いた適用可能性試験により、特定有害物質が抽出又は分解されることが実証されていること
⑤埋め戻し土壌の分析結果（土壌の埋め戻しを行った場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋め戻し土壌は、掘削した土壌から特定有害物質を除去した土壌、又は目標土壌溶出量を超えない土壌及び土壌含有量基準に適合した土壌であることを示す分析結果 ・ 浄化等済土壌又は認定土壌以外の土壌については、平成31年環境省告示第6号に定められた量以下の頻度で採取した土壌の分析結果
⑥工事終了図面 ⑦現場写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細調査等により確認された掘削場所の土壌が確実に除去されたことを示す測量記録及び現場写真であること ・ 上記除去された土壌が適正に搬出されていることを示す搬出記録及び現場写真であること ・ 埋め戻しが適切に行われたことを示す現場写真であること ・ 汚染除去等計画に軽微な変更があったときは、その変更内容が規則に定められたものであること、また、変更後の施行方法が妥当なものであること
⑧措置に伴う施設の設置状況（設置した場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置に伴う施設を設置した場合、適切な汚染拡散防止のための措置が施されていること
⑨管理票（要措置区域等外へ基準不適合土壌を搬出した場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬基準通知に従い周辺の環境にも配慮し適正に、搬出・運搬が行われたこと、及び当該通知に示された確認方法に従ったこと
⑩処理報告書（要措置区域等外へ基準不適合土壌を搬出した場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理基準通知に従い周辺の環境にも配慮し適正に、処理が行われたこと
⑪地下水観測井の設置状況及び地下水の水質等の測定計画（土壌溶出量基準不適合の要措置区域等の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌溶出量基準不適合の要措置区域にあつては、土壌の埋め戻しを行った場合は埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該地の周縁に、土壌の埋め

	戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に1箇所以上に観測井を設けていること
⑫その他	・県による立入検査等において指導が行われたときは、その指示に従ったこと

【実施措置完了報告書】

添付資料	記載あるいは示すことが望ましい内容
①工事完了報告書	・工事が完了したこと
② 地下水の水質分析結果 (土壌溶出量基準不適合の要措置区域)	・土壌溶出量基準に適合しない要措置区域等にあつては、設置された観測井において地下水の水質を1年に定期的に4回以上測定し、目標地下水濃度を超えない状態が2年間継続していること(ただし、措置実施前に地下水濃度が目標地下水濃度を超えていない場合には、1回の測定)
③措置に伴う施設撤去後の土壌分析結果	・措置に伴う施設を設置した場合、その撤去後当該施設に起因した土壌汚染が生じていないこと
④その他	・工事終了後、汚染除去等計画に軽微な変更があつた場合、変更内容が規則に定められたものであること、また、変更後の施行方法が妥当なものであること

（表面）

工事完了報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第7条第9項の規定により、土壤汚染対策法施行規則第42条の2第2項各号に掲げる措置の実施が完了したので、次のとおり報告します。

要措置区域の所在地	
実施措置の種類	
実施措置の着手時期	
規則第42条の2第2項各号に掲げる措置の実施が完了した時期	
要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合	規則第40条第2項第3号に定める方法による調査の結果
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称
軽微な変更を行った場合にあつては、変更後の特定有害物質等の飛散等を防止するために講じた措置	

(裏面)

実施措置の種類	
別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に定める事項	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

（表面）

実施措置完了報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第7条第9項の規定により、土壤汚染対策法施行規則第42条の2第4項に規定する実施措置に係る全ての措置の実施が完了したので、次のとおり報告します。

要措置区域の所在地	①
実施措置の種類	②
実施措置の着手時期	
実施措置に係る全ての措置の実施が完了した時期	

(裏面)

実施措置の種類	
別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(12) 指定の申請書

条文	法第14条第1項
概要	法の義務ではない自主的な土壌調査（工場等が管理のために自主的に実施したものや土地の売買に伴い実施したもの等）で土壌汚染が判明した場合に、要措置区域等の指定を受けるため、土地の所有者等が行う申請
様式	規則様式第20
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 土壌汚染状況調査結果 2 周辺の地図 3 申請に係る土地の場所を示した地図 4 土地の所有者等であることを示す書類 <ul style="list-style-type: none"> ・公図（複数になる場合、集合図を添付することが望ましい。） ・登記事項証明書（登記簿謄本）等 5 申請者以外に土地の所有者がいる場合は、その者の同意書 <p>※ 1～5は法に規定された書類 ※ 副本には、添付書類 4 登記事項証明書、5 同意書は省略可</p>
提出部数	<p>3部（正1、副2）</p> <p>※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分、県民センター等の区域分を追加する。</p>
問合せ・提出先	廃棄物対策課
備考	・土壌汚染状況調査は法に準じた方法で実施すること

指定の申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第14条第1項の規定により、第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定を受けたい土地があるので、次のとおり申請します。

指定を受けたい土地の所在地	①
申請に係る調査における試料採取等対象物質	②
申請に係る調査の方法	③
申請に係る調査の結果	④
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	⑤
申請に係る調査を行った者の氏名又は名称	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○ 記入要領

- ① 指定を受けたい土地（土壌汚染状況調査により汚染が見つかった土地）の全ての地番を記入する。
- ② 基準超過か否かを問わず、調査対象とした特定有害物質を記入する。
- ③ 調査報告書を添付する。
- ④ 基準を超過した特定有害物質の種類、溶出量又は含有量を記入する。
- ⑤ 土壌汚染状況調査において、試料の分析を行った計量証明事業所の氏名又は名称を記載する。

(13) 帯水層の深さに係る確認申請書

条文	規則第44条第1項、規則第50条第2項
概要	当申請を行い県知事が要措置区域内の帯水層の深さを確認した場合は、その深さより1m浅い深度までの形質変更を実施することができる
様式	規則様式第12
添付書類	1 地下水位を観測した井戸の構造図 2 井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置区域の図面（井戸と要措置区域等の平面的位置関係を示す図面） 3 帯水層の深さを定めた理由を説明する書類（地質柱状図等） 4 地下水位等高線図又は地下水流向を推定した書類 ※ 1～3は法に規定された書類 ※ 4は審査のために必要な書類
提出部数	3部（正1、副2） ※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分を追加する。
問合せ・提出先	県民センター等
備考	・地下水位の測定を行う前に、測定計画について事前に相談すること

帯水層の深さに係る確認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法施行規則第44条第1項（第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定による要措置区域等における帯水層の深さに係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

要措置区域等の所在地	①
地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由	②
地下水位の観測の結果	③
最も浅い地下水を含む帯水層の深さ	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○ 記入要領

- ① 帯水層の深さに係る確認を受けようとする要措置区域等の地番を全て記入する。
- ② 記載例は以下のとおり。
 - ・井戸と要措置区域の平面的位置関係を示す図面から、井戸を設置した地点（以下「地点A」とする。）が要措置区域内にあることは明らかである。
 - ・この井戸を設置した地点Aは、地質柱状図及び地下水位等高線図又は地下水流向を推定した資料により、要措置区域内で最も浅い地下水位を示す地点であることがわかる。
 - ・また、井戸の構造図及び地点Aの地質柱状図から、地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層を観測していることがわかる。
 - ・以上から、要措置区域内で最も浅い帯水層を観測できるのは地点Aであるため、当該位置に井戸を設置した。
- ③ 地下水位の季節変動があることを踏まえ、少なくとも3ヶ月ごとに行うことが適当であり、年間を通じた観測の結果が必要である。

潮汐の干満の影響を受ける臨海部等、明らかに日あるいは月単位で地下水位の変動が予想される要措置区域では、これらの地下水位の変動を考慮しなければならない。

(14) 実施措置と一体として行われる土地の形質変更の確認

条文	規則第45条第1項
概要	当申請を行い、形質変更の施行方法が基準に適合すると県知事が確認した場合は、指示措置等と一体的に土地の形質変更を行うことができる
様式	規則様式第13
添付書類	1 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面 2 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図（工事の手順についても示すこと） ※ 1～2は法に規定された書類
提出部数	3部（正1、副2） ※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分を追加する。
問合せ・提出先	県民センター等
備考	

様式第十三（第四十五条第一項関係）

実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法施行規則第45条第1項の規定による実施措置と一体として行われる土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の形質の変更を行う要措置区域の所在地	①
土地の形質の変更の種類	②
土地の形質の変更の場所	③
土地の形質の変更の施行方法	④
土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日	
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

○ 記入要領

- ① 土地の形質の変更を行う要措置区域等の地番を全て記入する。
- ② 「掘削」、「掘削及び盛土」等と記入する。
- ③ 「別添〇のとおり」等と記入し、土地の形質の変更を行う場所を示した資料を添付する。
- ④ 「別添〇のとおり」等と記入し、施行方法を示した資料を添付する。
※規則第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準（平成31年環境省告示第5号）に適合していることが判断できる資料が必要である。

(15) 地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質変更の
確認申請書

条文	規則第46条第1項、第50条第2項
概要	当申請を行い、形質変更の施行方法が基準に適合すると県知事が確認した場合は、地下水汚染の拡大防止措置等が講じられている土地の形質変更を行うことができる
様式	規則様式第14
添付書類	①土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面 ②土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 ③土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
提出部数	3部(正1、副2) ※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分を追加する。
問合せ・提出先	県民センター等
備考	

地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている
土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法施行規則第46条第1項（第50条第3項において準用する場合を含む。）の規定による地下水の水質の測定又は地下水汚染拡大の防止が講じられている土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地	①
土地の形質の変更の種類	②
土地の形質の変更の場所	③
土地の形質の変更の施行方法	④
土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日	
土地の形質の変更を行う要措置区域等において講じられている汚染の除去等の措置	
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤について土地の形質の変更をしようとする場合	土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の結果 分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

○ 記入要領

- ① 土地の形質の変更を行う要措置区域等の地番を全て記入する。
- ② 「掘削」、「掘削及び盛土」等と記入する。
- ③ 「別添〇のとおり」等と記入し、土地の形質の変更を行う場所を示した資料を添付する。
- ④ 「別添〇のとおり」等と記入し、施行方法を示した資料を添付する。
※規則第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準（平成31年環境省告示第5号）に適合していることが判断できる資料が必要である。

(16) 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

条文	法第12条第1項
概要	形質変更時要届出区域において形質変更を行うときの届出
様式	規則様式第15
添付書類	<p>1 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面</p> <p>2 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面</p> <p>3 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図</p> <p>4 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面</p> <p>5 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面</p> <p>6 自然由来等形質変更時要届出区域(法第18条第2項に定める自然由来等形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)から搬出された自然由来等土壤(法第18条第2項に定める自然由来等土壤をいう。以下同じ。)を使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面</p> <p>イ 当該他の自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出区域であって、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類</p> <p>ロ 当該他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面</p> <p>ハ 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用することについての当該土地の所有者等の同意書</p> <p>※ 1～6は法に規定された書類</p>
提出部数	3部(正1、副2)
問合せ・提出先	県民センター等 ※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分を追加する。
備考	<ul style="list-style-type: none">・形質変更を行う14日前までに届出を行うこと・施行方法には規則第53条の基準が適用される・添付資料3の図面は土地の形質の変更の施行手順についても示すこと・土壤汚染の除去の措置を行う場合は、汚染除去等計画に準じた計画を作成し、本届出書に併せて提出するとともに、工事完了時及び措置完了時には措置を講じた旨を廃棄物対策課に報告すること。

様式第十五（第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条関係）

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第12条（第1項、第2項、第3項）の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時要届出区域の所在地	①
土地の形質の変更の種類	②
土地の形質の変更の場所	③
土地の形質の変更の施行方法	④
土地の形質の変更の着手予定日又は着手日	⑤
土地の形質の変更の完了予定日又は完了日	
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌について土地の形質の変更をしようとする場合	土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の結果 分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称
自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあつては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

○ 記入要領

- ① 形質変更時要届出区域に指定された土地の地番を全て記入する。
- ② 土地の形質変更の種類の記事例は以下のとおり。
 - ・ 土壌の掘削除去
 - ・ 土壌の掘削及び埋め戻し
 - ・ 建物の基礎工事に伴う土地の掘削
- ③ 形質変更を行う箇所の全ての地番を記入し、別紙に形質変更の範囲を図示する。
- ④ 施行方法を示した計画書を添付する。
- ⑤ 届出日より14日以上後の日を記入する。

(17) 施行管理方針に係る確認申請書

条文	法第12条第1項第1号、規則第49条の2、規則第52条の6
概要	施行管理方針の確認を受けようとするときの届出
様式	規則様式第16
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行管理方針の確認に係る土地の周辺の地図 2 施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面 3 施行管理方針の確認に係る土地が規則第49条の4及び第49条の5に規定する要件に該当することを証する書類 4 施行管理方針の確認に係る土地を規則第49条の3第1項第2号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面 5 申請者が施行管理方針の確認に係る土地の所有者等であることを証する書類（公図、登記事項証明書等） 6 施行管理方針の確認に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあつては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類 <p>※ 1～6は法に規定された書類</p>
提出部数	<p>3部（正1、副2）</p> <p>※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分を追加する。</p>
問合せ・提出先	県民センター等
備考	添付書類3の「規則第49条の4及び第49条の5に規定する要件に該当することを証する書類」とは、汚染が専ら自然又は水面埋立て土砂に由来することを証する書類、及び人の健康被害がないことを証する書類のことである。

申 請 書
施行管理方針に係る確認 変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土 壌 汚 染 対 策 法 第 12 条 第 1 項 第 1 号
土壌汚染対策法施行規則第 52 条の 6（第 1 項、第 2 項）の規定により、施行管理方針の変更の確
認について、次のとおり 申請し 届け出 ます。

施行管理方針の確認に係る形質変更 時要届出区域の所在地	
施行管理方針の確認に係る土地の形 質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の施行及び管理に 係る記録及びその保存の方法	
土地の土壌の特定有害物質による汚 染状態が人為等に由来することが確 認された場合における対応方法	
土地の形質の変更の施行中に特定有 害物質等の飛散等が確認された場合 における対応方法	
土地の所有者等が自主的に実施する 事項その他都道府県知事が必要と認 める事項	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(18) 施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書

条文	法第12条第4項、規則第52条の4
概要	施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更を1年ごとに届け出るもの（事後の届出）
様式	規則様式第17
添付書類	<p>1 法第12条第4項の期間の開始の日から当該期間の終了の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面</p> <p>2 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図</p> <p>3 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしたときにあつては、第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面</p> <p>4 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用した場合にあつては、次に掲げる書類及び図面</p> <p>i) 当該自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出区域であつて、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類</p> <p>ii) 当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面</p> <p>iii) 土地の形質の変更をした者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用したことについての当該土地の所有者等の同意書</p> <p>※ 1～4は法に規定された書類</p>
提出部数	<p>3部（正1、副2）</p> <p>※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分を追加する。</p>
問合せ・提出先	県民センター等
備考	

様式第十七（第五十二条の二第一項関係）

施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第12条第4項の規定により、施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手日及び完了日	
土地の形質の変更の施行中の特定有害物質等の飛散等の有無	
特定有害物質等の飛散等が確認された場合	規則第52条の5の届出日
	当該飛散等を防止するために実施した措置
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤について土地の形質の変更をした場合	土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の結果
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称
自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用した場合にあつては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(19) 施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為的に由来することが確認された場合の届出書

条文	規則第52条の5第1項
概要	形質変更時要届出区域において形質変更を行うときの届出
様式	規則様式第18
添付書類	<p>1 土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場所又は基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場所を明らかにした図面</p> <p>※ 1は法に規定された書類</p>
提出部数	<p>3部（正1、副2）</p> <p>※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分を追加する。</p>
問合せ・提出先	県民センター等
備考	当該事象が確認された場合、速やかに届け出ること

様式第十八（第五十二条の五第一項関係）

施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が
人為等に由来することが確認された場合等の届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法施行規則第52条の5第1項の規定により、施行管理方針の確認を受けた土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来すること又は土地の形質の変更の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認されたので、次のとおり届け出ます。

施行管理方針の確認を受けた形質変更 時要届出区域の所在地	
人為等に由来することが確認された場 所又は特定有害物質等の飛散等が確認 された場所	
人為等に由来することが確認された特 定有害物質の種類又は飛散等が確認さ れた特定有害物質の種類	
人為等に由来することが確認された年 月日又は飛散等が確認された年月日	
土地の形質の変更の施行中に特定有害 物質等の飛散等が確認された場合に あつては、当該飛散等を防止する ために実施した措置	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(20) 施行管理方針の廃止届出書

条文	規則第52条の7第1項
概要	施行管理方針を廃止するときの届出書
様式	規則様式第19
添付書類	1 第12条第4項の期間の開始の日から廃止の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面 ※ 1は法に規定された書類
提出部数	3部(正1、副2)
問合せ・提出先	県民センター等 ※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分を追加する。
備考	

様式第十九（第五十二条の七第一項関係）

施行管理方針の廃止届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法施行規則第52条の7第1項の規定により、施行管理方針を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

施行管理方針の確認を受けた形質変更時要届出区域の所在地	
施行管理方針を廃止する場所	
施行管理方針の確認を受けた年月日	
施行管理方針の廃止予定年月日	
施行管理方針の廃止の理由	
施行管理方針の廃止に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態	
施行管理方針の廃止に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来する汚染のおそれのある場合にあつては、当該特定有害物質の種類	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(21) 要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書

条文	規則第59条の2第2項第3号
概要	要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書
様式	規則様式第24
添付書類	要措置区域等に搬入された土壌の場所を明らかにした図面 ※ 法に規定された書類
提出部数	3部(正1、副2)
問合せ・提出先	県民センター等 ※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分を追加する。
備考	土地の所有者等は、認定調査における対象物質を限定しようとする場合、要措置区域等の指定を受けた日から1年ごとに、土地の形質の変更の記録(搬入土壌の調査結果と併せて)を都道府県知事へ報告する必要がある。

要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法施行規則第59条の2第2項第3号の規定により、要措置区域等に搬入された土壌について、次のとおり届け出ます。

掘削対象地を含む要措置区域等の所在地		
掘削対象地を含む要措置区域等の指定された年月日		
掘削対象地を含む要措置区域等における土壌の搬入の有無		
掘削対象地を含む要措置区域等に土壌が搬入された場合	搬入された年月日	
	搬入された土壌の量	
	規則第40条第2項第3号に定める方法による調査の結果	
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
掘削対象地を含む要措置区域等に搬入された土壌が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する場合	当該土壌の管理方法	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(22) 汚染土壌の区域外搬出届出書

条文	法第16条第1項
概要	要措置区域等から汚染土壌を搬出するときに行う届出
様式	規則様式第26
添付書類	<p>1 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面</p> <p>2 汚染土壌の調査結果（採取した地点・日時、結果、計量証明事業所の名称等）に関する書類（第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等で、搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合）</p> <p>3 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し</p> <p>4 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類</p> <p>5 汚染土壌の保管施設の構造を記した書類（運搬の過程において、積替え保管をする場合）</p> <p>6 汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>イ 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類</p> <p>ロ 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し</p> <p>7 汚染土壌を区域間移動により使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面</p> <p>イ 自然由来等形質変更時届出区域内の自然由来等土壌を、他の自然由来等形質変更時届出区域（以下「搬出先の自然由来等形質変更時届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面</p> <p>ロ 自然由来等形質変更時届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が第65条の2に規定する基準に該当することを証する書類</p> <p>ハ 自然由来等形質変更時届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出区域内の土地の地質が第65条の3に規定する基準に該当することを証する書類</p> <p>ニ 自然由来等形質変更時届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第65条の4に規定する要件に該当することを証する書類</p> <p>ホ 自然由来等形質変更時届出区域内の自然由来等土壌を搬出先の自然由来等形質変更時届出区域内の土地の形質の変更に他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類</p> <p>8 汚染土壌を飛び地間移動により土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面</p> <p>イ 一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域（以下「搬出先の要措置区域」という。）内の土地の形質の変更又は一</p>

	<p>の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域（以下「搬出先の形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面</p> <p>ロ 要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類</p> <p>※ 1～8は法に規定された書類</p>
提出部数	3部（正1、副2）
問合せ・提出先	<p>県民センター等</p> <p>※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分を追加する。</p>
備考	・届出は区域外に搬出する14日前までに行うこと

汚染土壌の区域外搬出届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	①
汚染土壌の体積	②
汚染土壌の運搬の方法	③
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	
汚染土壌の搬出の着手予定日	④
汚染土壌の搬出の完了予定日	
汚染土壌の運搬の完了予定日	⑤
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	⑥
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	⑦
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）	
汚染土壌を処理する場合	
要措置区域等の所在地	⑧
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	⑨
汚染土壌を処理する施設の所在地	
処理の完了予定日	⑩
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
自然由来等形質変更時届出区域の所在地	
土地の形質の変更をする形質変更時届出区域の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○ 記入要領

- ① 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない特定有害物質の種類及び濃度を記載する。
- ② 搬出汚染土壌の体積を記載する。複数の特定有害物質に汚染された搬出汚染土壌の場合には、特定有害物質ごとに搬出汚染土壌の体積を記載する。
 なお、複合汚染土壌の場合には、例えば、「複合（トリクロロエチレン及び鉛）：150 m³」と記載する。
- ③ 搬出届出書には、要措置区域等から汚染土壌処理施設までの自動車等ごとの運搬経路の概要（例えば、陸運（自動車）、海運（船舶）など）を記載する。
 汚染土壌の運搬の方法の詳細については、以下に示す項目を記載した運搬計画書を作成し、添付する。
- ・運搬フロー図
 - ・積替え施設の図面及び写真
 - ・緊急連絡体制表
- ④ 汚染土壌の搬出に着手する予定日を記載する。搬出届出書は着手予定日の 14 日前までに届け出ることになっていることに注意が必要である。
- ⑤ 汚染土壌の運搬が完了する予定日を記載する。完了予定日から 30 日以内の日付でなければならない。（規則第 65 条第 12 号）
- ⑥ 運搬受託者の氏名又は名称、住所、電話番号を記載する。別添として、搬出汚染土壌を運搬する自動車等を一覧表にし、その使用者の氏名、連絡先を記載する。
 なお、運搬に際しては、使用する可能性がある自動車等について全てを記載しておく方法も考えられる。（使用する自動車を追加する場合には搬出変更届出が必要になるため）
 この一覧表に記載する項目の例は以下のとおり。

自動車等の使用者の名称等	連絡先	車体の形状	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造
(株)〇〇	*****	ダンプ	ベンゼン	コンテナ+内袋
(株)〇〇	*****	ダンプ	ベンゼン	コンテナ+内袋
(株)□□	フルトレー	鉛	直積み+シート
(株)□□	フルトレー	鉛	直積み+シート

- ⑦ 運搬の際に積替えを行う場合には、積替施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先を記載する。
 なお、搬出に当たって当該搬出に係る要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壌の含水率を調整する場合は、この行為を積替えのための一時保管とみなすこととされているため、この行為を行う場所を積替場所として記載する必要がある（施行通知記の第 5 の 1(2)①）。

- ⑧ 要措置区域等に指定された土地の地番を全て記入する。
- ⑨ 複数の汚染土壌処理施設へ搬出される場合には汚染物質ごとや汚染濃度ごとに当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称を記載する。
- ⑩ 汚染土壌処理施設において汚染土壌の処理が完了する予定日を記載する。運搬完了予定日から 60 日以内の日付でなければならない。(処理業省令第 5 条第 9 号)

(23) 汚染土壌の区域外搬出届出書の変更届出

条文	法第16条第2項
概要	第16条第1項に基づく届出に変更が生じたときに行う届出
様式	規則様式第27
添付書類	<p>変更に係る以下の書類（変更がない資料は省略可）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面 2 汚染土壌の調査結果（採取した地点・日時、結果、計量証明事業所の名称等）に関する書類（第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等で、搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合） 3 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し 4 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類 5 汚染土壌の保管施設の構造を記した書類（運搬の過程において、積替え保管をする場合） 6 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類 7 汚染土壌の処理を行う事業者の汚染土壌処理業の許可証の写し <p>※ 1～7は法に規定された書類</p>
提出部数	3部（正1、副2）
問合せ・提出先	<p>県民センター等</p> <p>※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象となる市町村分を追加する。</p>
備考	・届出に係る行為に着手する14日前までに届出すること

汚染土壌の区域外搬出変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第16条第1項の規定による届出に係る事項について、その変更をするので、同条第2項により、次のとおり届け出ます。

変更しようとする事項	①
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	
内容に変更がないため、添付を省略する書類又は図面	②

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○ 記入要領

- ① 汚染土壌の区域外搬出届出書の提出日及び変更のあった項目（当該届出書に記載したもの）について記入する。

例：○年○月○日付け汚染土壌の区域外搬出届出書のうち「汚染土壌を運搬する者の名称」

- ② 添付することとされている以下の資料のうち、変更がないため、添付を省略した資料（又は規則の号番号）を記入する。（記載例：規則第61条第2項第○号、○号、○号）

- 1 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面
- 2 汚染土壌の調査結果（採取した地点・日時、結果、計量証明事業所の名称等）に関する書類（第2溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等で、搬出しようとする土壌が第2溶出量基準に適合することが明らかとなった場合）
- 3 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
- 4 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類
- 5 汚染土壌の保管施設の構造を記した書類（運搬の過程において、積替え保管をする場合）
- 6 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
- 7 汚染土壌の処理を行う事業者の汚染土壌処理業の許可証の写し

※ 数字は規則第61条第2項の号番号

(24) 非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書汚染土壌の区域外搬出届出書

条文	法第16条第3項
概要	非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を要措置区域等の外に搬出した場合に行う届出
様式	規則様式第28
添付書類	<p>1 汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真</p> <p>2 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し</p> <p>3 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類</p> <p>4 保管施設の構造を記した書類</p> <p>5 汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>イ 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類</p> <p>ロ 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し</p> <p>6 汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>イ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面</p> <p>ロ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が第65条の2に規定する基準に該当することを証する書類</p> <p>ハ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の地質が第65条の3に規定する基準に該当することを証する書類</p> <p>ニ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第65条の4に規定する要件に該当することを証する書類</p> <p>7 汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面</p> <p>イ 一の要措置区域から搬出された汚染土壌を搬出先の要措置区域内の土地の形質変更又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を搬出先の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面</p> <p>ロ 要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類</p> <p>※ 1～7は法に規定された書類</p>
提出部数	<p>3部（正1、副2）</p> <p>※ 対象地が複数の市町村にまたがる場合、副本の部数には対象とな</p>

	る市町村分を追加する。
問合せ・提出先	県民センター等
備考	・届出は搬出した日から14日以内に行うこと

非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
 にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第16条第3項の規定により、要措置区域等から搬出した汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	①
汚染土壌の体積	②
汚染土壌の搬出先	
汚染土壌の搬出の着手日	③
汚染土壌の搬出の完了日	④
搬出先から再度搬出を行う場合にあつては、当該搬出の搬出着手予定日	⑤
汚染土壌の運搬の方法	⑥
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	
汚染土壌の運搬の完了予定日	⑦
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	⑧
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	⑨
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）	
汚染土壌を処理する場合	
要措置区域等の所在地	⑩
汚染土壌を処理する施設の所在地	
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	⑪
汚染土壌の処理の完了予定日	⑫
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	
搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更に完了予定日	
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
要措置区域等の所在地	
搬出先の要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更に完了予定日	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○ 記入要領

- ① 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない特定有害物質の種類及び濃度を記載する。
- ② 搬出汚染土壌の体積を記載する。複数の特定有害物質に汚染された搬出汚染土壌の場合には、特定有害物質ごとに搬出汚染土壌の体積を記載する。
 なお、複合汚染土壌の場合には、例えば、「複合（トリクロロエチレン及び鉛）：150 m³」と記載する。
- ③ 要措置区域等から汚染土壌の搬出に着手した日を記載する。非常災害時搬出届出書は搬出した日から 14 日以内に都道府県知事に届け出ることになっていることに注意が必要である。
- ④ 要措置区域等から汚染土壌の搬出を完了した日、又は完了予定日を記載する。
- ⑤ 非常災害時搬出場所から、汚染土壌の処理を行うために再度搬出を行う場合は、当該搬出の着手予定日を記載する。
- ⑥ 非常災害時搬出届出書には、要措置区域等から汚染土壌処理施設までの自動車等ごとの運搬経路の概要（例えば、陸運（自動車）、海運（船舶）など）を記載する。
 なお、非常災害時搬出場所から再度搬出を行う場合には、要措置区域等から非常災害時搬出場所と、非常災害時搬出場所から汚染土壌処理施設への運搬を分けて記載する。
 汚染土壌の運搬の方法の詳細については、以下に示す項目を記載した運搬計画書を作成し、添付する。
- ・運搬フロー図
 - ・積替え施設の図面及び写真
- ⑦ 汚染土壌の運搬が完了する予定日を記載する。搬出完了予定日から 30 日以内の日付でなければならない。（規則第 65 条第 12 号）
- ⑧ 運搬受託者の氏名又は名称、住所、電話番号を記載する。別添として、搬出汚染土壌を運搬する自動車等を一覧表にし、その使用者の氏名、連絡先を記載する。
 この一覧表に記載する項目の例は以下のとおり。

自動車等の使用者の名称等	連絡先	車体の形状	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造
(株)〇〇	*****	ダンプ	ベンゼン	コンテナ+内袋
(株)〇〇	*****	ダンプ	ベンゼン	コンテナ+内袋
(株)□□	フルトレー	鉛	直積み+シート
(株)□□	フルトレー	鉛	直積み+シート

⑨ 運搬の際に積替えを行う場合には、積替施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先を記載する。

なお、搬出に当たって当該搬出に係る要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壌の含水率を調整する場合は、この行為を積替えのための一時保管とみなすこととされているため、この行為を行う場所を積替場所として記載する必要がある（施行通知記の第5の1(2)①）。

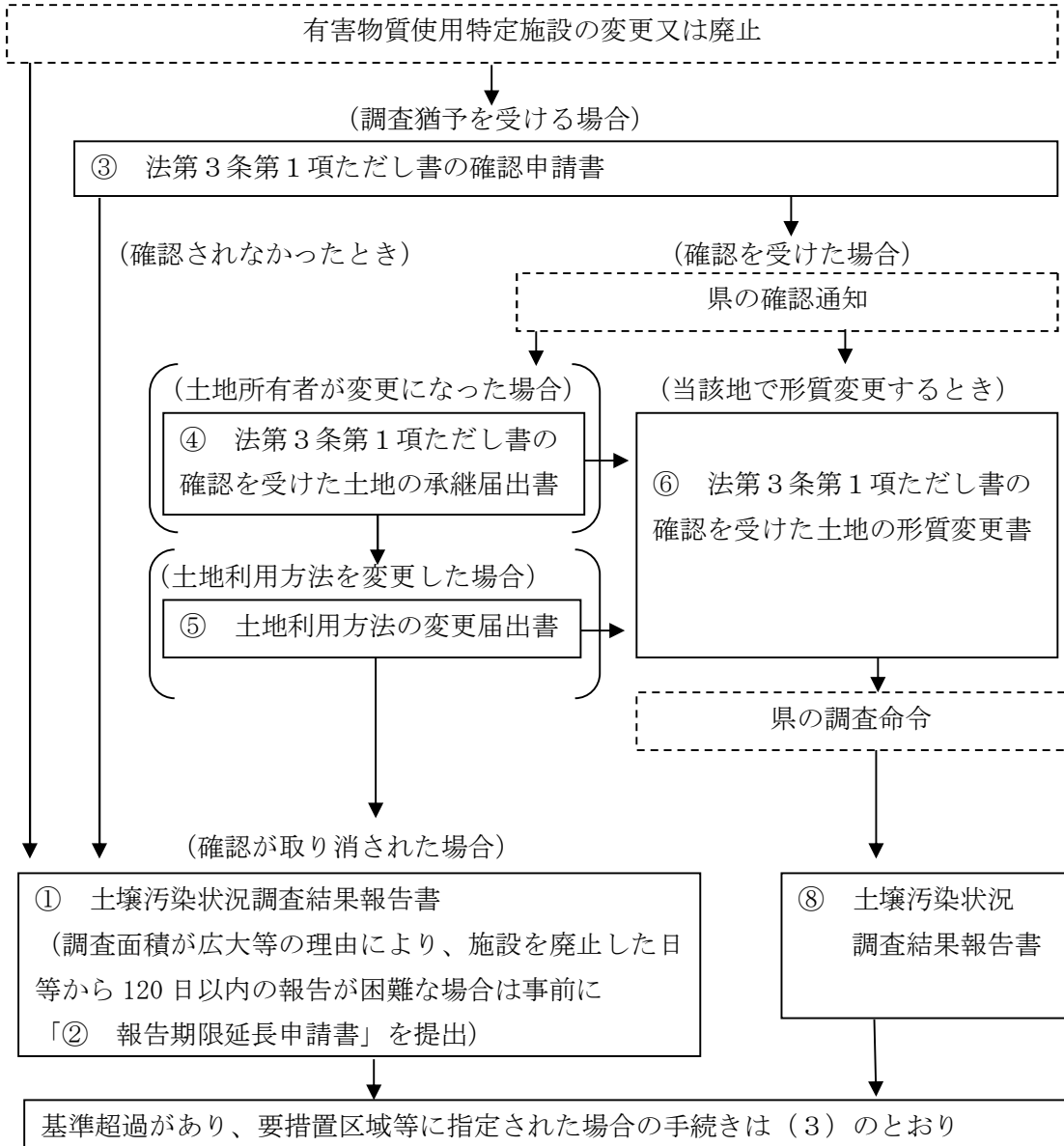
⑩ 要措置区域等に指定された土地のうち、汚染土壌の区域外搬出を行った土地の地番を全て記入する。

⑪ 複数の汚染土壌処理施設へ搬出する場合には汚染物質ごとや汚染濃度ごとに当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称を記載する。

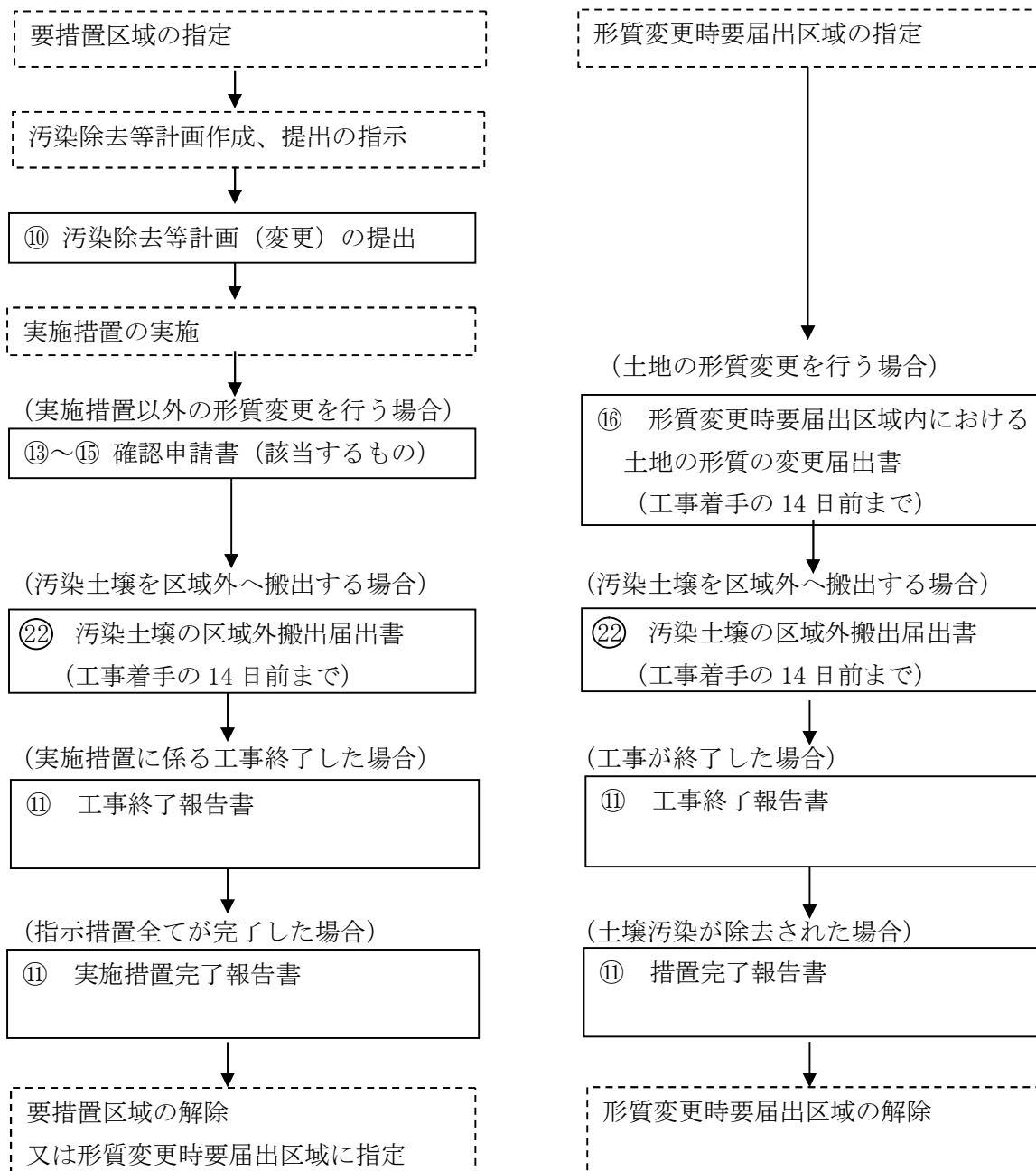
⑫ 汚染土壌処理施設において汚染土壌の処理が完了する予定日を記載する。運搬完了予定日から60日以内の日付でなければならない。（処理業省令第5条第9号）

3 届出等の流れ

(1) 水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設を廃止等した場合（法3条関係）



(3) 要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された場合



4 届出書の提出先等

番号	届出書等名称	提出先 (※)
(1)	土壤汚染状況調査結果報告書 (法第3条第1項)	県民センター等
(2)	報告期限延長申請書	県民センター等
(3)	法第3条第1項のただし書確認申請書	県民センター等
(4)	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の承継届出書	県民センター等
(5)	土地利用方法の変更届出書	県民センター等
(6)	法第3条第1項ただし書の確認に係る土地における形質の変更届出書	県民センター等
(7)	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (複数の県民センター等にまたがるもの等)	廃棄物対策課
	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (上記を除く)	県民センター等
(8)	土壤汚染状況調査結果報告書 (法第3条第8項、法第4条第2項、法第4条第3項)	<ul style="list-style-type: none"> ・法第3条第8項、法第4条第3項に係る報告は、調査命令の発出元 ・法第4条第2項に係る報告は、(7)法第4条第1項の届出の提出先
(9)	土壤汚染状況調査結果報告書 (法第5条第1項)	県民センター等
(10)	汚染除去等計画の提出 (新規・変更)	廃棄物対策課
(11)	工事完了報告書・実施措置完了報告書	廃棄物対策課
(12)	指定の申請書	廃棄物対策課
(13)	帯水層の深さに係る確認申請書	県民センター等
(14)	指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書	県民センター等
(15)	地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書	県民センター等
(16)	形質変更時要届出区域内における土地の形質変更の届出書	県民センター等
(17)	施行管理方針に係る確認申請書 (新規・変更)	県民センター等

(18)	施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書	県民センター等
(19)	施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出書	県民センター等
(20)	施行管理方針の廃止届出書	県民センター等
(21)	要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書	県民センター等
(22)	汚染土壌の区域外搬出届出書	県民センター等
(23)	汚染土壌の区域外搬出届出書の変更届出	県民センター等
(24)	非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書	県民センター等

- (※) 県民センター等の管轄区域等は次頁「関係機関の連絡先等」を参照すること
提出先は「届出書等の宛先」を参照すること。
提出部数は、2 各届出の記入方法について を参照すること。

○ 関係機関の連絡先等

機関名	住所	電話番号	届出等に係る土地の所在する市町村
県民生活環境部 廃棄物対策課	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 県庁14階	029-301-3020	全域（水戸市、つくば市、古河市、笠間市を除く）
県民生活環境部 環境政策課 県央環境保全室	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 県庁1階	029-301-3044	ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、大洗町、東海村
県北県民センター 環境・保安課	〒313-0013 常陸太田市山下町4119 常陸太田合同庁舎1階	0294-80-3355	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町
鹿行県民センター 環境・保安課	〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3 鉾田合同庁舎本庁舎2階	0291-33-6056	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
県南県民センター 環境・保安課	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎本庁舎2階	029-822-7048	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
県西県民センター 環境・保安課	〒308-8510 筑西市二木成615 筑西合同庁舎2階	0296-24-9127	結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

※ 水戸市及びつくば市は中核市のため、古河市及び笠間市はまちづくり特例市のため各市で事務を実施。

○ 届出書等の宛先

1 廃棄物対策課へ提出する場合

届出等に係る土地の所在する市町村	宛 先
全域（水戸市、つくば市、古河市、笠間市を除く）	茨城県知事

2 県民センター等へ提出する場合

届出等に係る土地の所在する市町村	宛 先
ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、大洗町、東海村	県民生活環境部 環境政策課長
日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町	県北県民センター長
鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	鹿行県民センター長
土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	県南県民センター長
結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	県西県民センター長